

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 告 示**
- 生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件 五
  - 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 五
  - 生活保護法による指定医療機関の事業を再開した旨届出があった件 五
  - 生活保護法による医療扶助等のための施術者を指定した件三件 五
  - 生活保護法により指定を受けた施術者の住所を変更した旨届出があった件 五

- 生活保護法による指定介護機関の事業を廃止した旨届出があった件 五
  - 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件 五
  - 大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件 五
  - 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 五
  - 地籍調査の成果について認証した件五件 五
  - 保安林の指定を解除する予定である件 五
  - 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 五
  - 堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立した件 五
- 公 告**
- 落札者を決定した件 五
  - 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件二件 五

## 告 示

### 福島県告示第七十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる

生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和六年二月二日

福島県知事 内堀 雅 雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
白河ひがし透析・内科クリニック	白河市東釜子字川田一〇八一八	令和六年一月一日
桜並木クリニック	南相馬市原町区二見町二二二五―六	令和五年二月一日
白河訪問診療所	西白河郡西郷村字下前田東三―三	令和六年一月一日

（社会福祉課）

### 福島県告示七十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。

令和六年二月二日

福島県知事 内堀 雅 雄

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
渡辺脳神経クリニック	会津若松市町北町大字中沢字新田二七―一	令和五年一月三〇日
くすのき薬局	会津若松市新横町一―三三	同年一〇月三一日
伊藤薬局	二本松市油井字道田一―二二	同年一二月二〇日
遠藤内科医院	伊達郡桑折町字陣屋一―六	同年一〇月三一日

一日  
(社会福祉課)

福島県告示第七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を再開した旨届出があった。  
令和六年二月二日

福島県知事 内堀 雅雄

名 称	所 在 地	再開年月日
大野北町診療所	石川郡石川町字古館三五六一	令和五年十二月二日

(社会福祉課)

福島県告示第七十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させるあん摩マッサージ指圧師を次のとおり指定した。  
令和六年二月二日

福島県知事 内堀 雅雄

氏 名	住 所	施術所名	施術所の所在地	指定年月日
小林 瑠依	会津若松市北会津町三本松上大川向二九八六番地	フレアス在宅マッサージ会津若松施術所	会津若松市天神町二九一一一〇一号	令和五年二月一日

(社会福祉課)

福島県告示第七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第二項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させるはり師及びきゅう師を次のとおり指定した。  
令和六年二月二日

福島県知事 内堀 雅雄

氏 名	住 所	施術所名	施術所の所在地	指定年月日
小林 瑠依	会津若松市北会津町三本松上大川向二九八六番地	フレアス在宅マッサージ会津若松施術所	会津若松市天神町二九一一一〇一号	令和五年二月一日

(社会福祉課)

福島県告示第七十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる柔道整復師を次のとおり指定した。  
令和六年二月二日

福島県知事 内堀 雅雄

氏 名	住 所	施術所名	施術所の所在地	指定年月日
武藤 奈々	二本松市上竹一丁目三九四一三	武藤接骨院	二本松市上竹一丁目三九四一三	令和六年一月一日

(社会福祉課)

福島県告示第七十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の施

術者から当該施術者の住所を変更した旨届出があった。  
令和六年二月二日

福島県知事 内堀雅雄

氏名	住 所	
	変 更 前	変 更 後
佐藤 匡広	相馬市椎木字北原六八一四	相馬市椎木字北原六八一八

(社会福祉課)

福島県告示第七十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定介護機関から当該指定介護機関の事業を廃止した旨届出があった。  
令和六年二月二日

福島県知事 内堀雅雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービスの種類
健康倶楽部あいづヘルパーステーション	会津若松市一箕町大字亀賀三三番地	医療法人社団平成会	大沼郡会津美里町荻窪字上野一八五番地	平成二十三年十一月三〇日	訪問介護

(社会福祉課)

福島県告示第七十九号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を令和六年一月三十一日救急病院として認定した。  
令和六年二月二日

福島県知事 内堀雅雄

名称

所在地

認定有効期限

独立行政法人労働者健康安全

いわき市内郷綴町沼尻三番地

令和九年一月三〇日

機構 福島労災病院

(地域医療課)

福島県告示第八十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第五条第一項の新設の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和六年二月二日から同年三月二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部産業チャレンジ課に備え置いて縦覧に供する。  
令和六年二月二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
- 二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要
  - 1 交通に係る事項
    - (一) 泉北小学校及び泉中学校の通学区域となっており、近隣には泉北小学校の通学路があることから、工事期間中も含め、児童・生徒の通行の安全確保に努めること。
    - (二) 当該店舗における一般出入口及び荷捌き専用出入口付近において、車が歩行者や自転車の通行を妨げないよう、通勤通学時などの混雑する時間帯に警備員を配置するなど、交通事故防止に努めること。
    - 2 騒音の発生に係る事項
      - (一) 空調機室外機及び冷凍機室外機の圧縮機の原動機の定格出力が七・五キロワット以上の場合など、福島県生活環境の保全等に関する条例に基づく指定施設を設置する場合は届出が必要となるため、事前に所要の届出を行うとともに、設置後、敷地境界において規制基準を遵守すること。
      - (二) 建屋設置等にあたり、騒音規制法に規定する特定建設作業または福島県生活環境の保全等に関する条例に規定する騒音指定建設作業が生じる場合は、作業開始の七日前までに所要の届出を行うこと。
      - (三) 騒音規制法の規制基準を超過する場合には、騒音低減のための必要な対策を講じ、法の基準を遵守すること。
  - 3 廃棄物に係る事項
    - (一) 店舗運営で発生する廃棄物については、一般廃棄物と産業廃棄物を区別し、適正に処理するとともに、可能な限り減量化及びリサイクルに努めること。
    - また、一般廃棄物や産業廃棄物の処理を委託する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第六条の二第七項及び第十二条第六項

に基づく委託基準に従うとともに、産業廃棄物を委託業者に引き渡す際には法第十二条の三に基づき、産業廃棄物管理票を交付し、交付した産業廃棄物管理票の写しは交付した日から五年間保存すること。

(二) 産業廃棄物を保管する際には、法第十二条第二項に規定する産業廃棄物保管基準に従うこと。また、一般廃棄物についても、これに準じ、適正に保管すること。なお、一般廃棄物と産業廃棄物を同一施設で保管する場合には、一般廃棄物と産業廃棄物を区分した上で保管すること。

(三) 保管施設において、悪臭が発生しないよう留意するとともに、ねずみが生息したり、蚊、ハエその他の害虫が発生したりしないようにすること。

(四) 市内の事業所等において、従業員や顧客の飲食や嗜好により排出されたかん類、ペットボトル、びん類及び容器包装プラスチックについては産業廃棄物として取り扱うこととなっていることから、適正に処理すること。

4 その他  
(一) 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域における工事等の予定の有無を示すこと。

(二) 形質変更時要届出区域内において、形質変更を伴う工事等を実施する場合は、市環境監視センターと協議の上対応すること。

(三) 建築工事期間中又は営業開始後、苦情等が申し立てられた場合には、関係機関に指導等を仰ぎ、誠意を持って対応すること。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
(商業まちづくり課)

**福島県告示第八十一号**

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和六年二月二日から同年三月二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。  
令和六年二月二日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
フェスタパワー 福島県郡山市日和田町字南古館二十一番地の二ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要  
意見なし。

(商業まちづくり課)

**福島県告示第八十二号**

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、会津美里

町の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。  
令和六年二月二日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 調査を行った者の名称  
会津美里町
- 二 成果の名称  
会津美里町氷玉の一部（福永第二地区）の地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

**福島県告示第八十三号**

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、塙町の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。  
令和六年二月二日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 調査を行った者の名称  
塙町
- 二 成果の名称  
塙町大字湯岐の一部（湯岐一地区）の地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

**福島県告示第八十四号**

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、塙町の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。  
令和六年二月二日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 調査を行った者の名称  
塙町
- 二 成果の名称  
塙町大字湯岐の一部（湯岐二地区）の地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

**福島県告示第八十五号**

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、喜多方市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。  
令和六年二月二日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 調査を行った者の名称  
喜多方市
- 二 成果の名称

喜多方市山都町小舟寺の一部（小舟寺第三地区）の地籍図及び地籍簿

（農村計画課）

福島県告示第八十六号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、会津若松市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

令和六年二月二日

福島県知事 内堀雅雄

一 調査を行った者の名称

会津若松市

二 成果の名称

会津若松市湊町大字赤井の一部（桂沢山地区）の地籍図及び地籍簿

（農村計画課）

福島県告示第八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和六年二月二日

福島県知事 内堀雅雄

一 解除予定保安林の所在場所

東白川郡棚倉町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び棚倉町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定実施要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を三春町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和六年二月二日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名

伊藤斌 湯峯啓藏 湯峯善多 佐久間達夫

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定実施要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定実施要件については、保安林の指定実施要件を変更する予定である旨通知があった件（令和五年福島県告示第七百四十二号）によること。

3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第八十九号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十七条第一項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立した。

その関係図書は、福島県土木部河川計画課及び福島県南建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和六年二月二日

福島県知事 内堀雅雄

一 河川の種類

一級河川阿武隈川水系高橋川

二 河川管理施設の種類又は種類

左岸堤防

三 河川管理施設の位置

白河市本沼瓜田四十六番七地先から白河市本沼瓜田七番地先まで

四 管理を行う者の氏名及び住所

道路管理者 白河市長 鈴木 和夫 白河市八幡小路七番地一

五 管理の内容

1 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他のもつぱら道路の管理に必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕

2 路肩に接する法面で、当該路肩から法長一メートルまでの範囲内にあるものについての維持

3 原則として道路専用施設に係る災害復旧

4 1、2及び3に掲げるもののほか、道路法（昭和二十七年法律第八十号）又は同法に基づく命令の規定による兼用工作物の管理（道路専用施設以外の部分に係る同法第二十二條第一項又は第五十八條第一項の規定による権限の行使を除く。）

六 管理の期間

令和五年十二月十九日から道路の存続する日まで

（河川計画課）

**公告第18号**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立テクノアカデミー郡山ほか4施設で使用する電気について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和6年2月2日

福島県知事 内堀 雅雄

- 落札に係る物品等の名称及び数量  
福島県立テクノアカデミー郡山ほか4施設で使用する電気  
予定数量 1,835,400kWh
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県商工労働部商工労働総室商工総務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 落札者を決定した日  
令和5年12月7日
- 落札者の氏名及び住所  
東北電力株式会社 宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号
- 落札金額  
76,550,947円
- 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 特例政令第6条の公告を行った日  
令和5年10月27日

（商工総務課）

**公告第十九号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、福島市から県北都市計画用途地域の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和六年二月二日

福島県知事 内堀 雅雄

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県北建設事務所企画管理部企画調査課

（都市計画課）

**公告第二十号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、福島市から県北都市計画地区計画（福島北地区計画）の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和六年二月二日

福島県知事 内堀 雅雄

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県北建設事務所企画管理部企画調査課

（都市計画課）